

Q8： 令和2年度における時限的な年齢要件緩和の取扱いについては、延長されるのか。

A8： 令和2年度における年齢要件の緩和については、「新型コロナウイルス感染拡大に伴う令和2年度における『不妊に悩む方への特定治療支援事業』の取扱いについて」（令和2年4月9日厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）により時限的な措置として行っているところである。

同通知の内容の更新は行わないので、令和3年3月31日時点で妻の年齢が42歳又は39歳である夫婦に対して、当該時限的措置が適用されることはないが、令和3年度においては経過措置として、以下の取扱いとする。

- ・ 令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳である夫婦であって令和2年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期したものにあっては、妻の年齢が44歳に到達する日の前日までの間に限り、対象者と取り扱う
- ・ 令和2年3月31日時点で妻の年齢が39歳である夫婦であって令和2年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期したものにあっては、初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が41歳未満であるときは、通算助成回数を6回と取り扱う

【参考】

新型コロナウイルス感染拡大に伴う令和2年度における「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の取扱いについて（令和2年4月9日厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）抜粋

1. 「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の対象者については、現行の要綱上、「治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦とする」とされているが、令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳である夫婦であって令和2年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期したものにあっては、妻の年齢が44歳に到達する日の前日までの間に限り、対象者と取り扱うこととして差し支えない。
2. 「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の通算助成回数については、現行の要綱上、「初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満であるときは、6回（40歳以上であるときは通算3回）」とされているが、令和2年3月31日時点で妻の年齢が39歳である夫婦であって令和2年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期したものにあっては、初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が41歳未満であるときは、通算助成回数を6回と取り扱うこととして差し支えない。